

※廃棄物減量等推進審議会の関係法令等（抜粋）**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（廃棄物減量等推進審議会）

第1条の2 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、住民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（廃棄物減量等推進審議会の運営）

第2条 条例第1条の2第1項に規定する瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の庶務は、環境課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

※廃棄物処理手数料の関係法令等（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（地方公共団体の処理）

第十三条 第十一条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（市が処理する産業廃棄物）

第6条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分については、市長が告示するものとする。

（処理手数料等）

第9条 市長は、市の区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに、法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理費用について、別表の金額を徴収する。

（手数料の減免）

第10条 市長は、次の各号の一に該当するものに対しては、前条に規定する一般廃棄物の処理手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けている者
- (2) 天災、その他の災害を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者